

みんなの消防

入間東部地区事務組合（三芳町・富士見市・ふじみ野市）

〒356-0058 ふじみ野市大井中央 1-1-19 ☎ 261-6000(代) ☎ 261-4395

HP <http://www.irumatohbu119.jp/> ✉ shobo@irumatohbu119.jp(代)

火災の問い合わせ ☎ (263)0119 (音声案内) / 救急病院の御案内 ☎ (261)6031 (休日・夜間)

消防団員募集

三芳町・富士見市・ふじみ野市の消防団員を募集します。

消防団とは？

消防団員は非常勤特別職の地方公務員で「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、災害時の消防・防災活動のほか、平時の訓練などに従事しています。

▼ 活動内容

消火活動・災害時の救助救出活動・避難誘導・災害防御活動・防火指導・巡回広報・特別警戒・応急手当指導など

▼ 入団資格

三芳町・富士見市・ふじみ野市に在住・在勤・在学の18歳以上で体力に自信のある人

▼ その他

年額報酬・出勤手当・被服貸与・公務災害補償・退職報償金制度あり

▼ 問合せ

詳しくは消防本部警防課消防団係までご連絡ください。消防本部警防課消防団係 ☎ 261-6659



入間東部地区事務組合 HP



「一次元コードからHPをチェック！」

高規格救急自動車を更新

東消防署に配備している高規格救急自動車を更新しました。新しい車両には赤色灯の光の強さを調節することができる機能を搭載。交差点進入時には強力に発光し、住宅街では明るさを控えめにするなど、住民の皆さんに配慮した救急活動を行うことができます。今後も増加が見込まれる救急需要に対応できるよう、救急体制の整備に取り組みます。



初期消火の協力者へ感謝状を贈呈

ふじみ野市上福岡2丁目地内で発生した建物火災において、初期消火を行い被害の軽減に努めた4人に、12月7日、消防協力者感謝状を贈呈しました。感謝状を受け取った伊東さん(写真左下)は「仕事中に煙が上がっているのに気づき、消火器で初期消火をしました。けが人が出なくてよかったです。」と話しました。当消防本部では、引き続き地域住民一体となった防火防災体制の確立に努めます。



(写真左上から) 東消防署長・消防長・ふじみ野分署長・伊東久さん・伊東孝さん・薄井峰男さん・中島正博さん

コンクリートミキサー車による消火用水確保訓練



▲給水訓練の様子。

11月29日、東消防署富士見分署でコンクリートミキサー車を活用した訓練を行いました。訓練では消防水利が不足したことを想定して、ミキサー車への給水や防火水槽への充水を実施。消火用水確保の手順を確認しました。

▼ 大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災では消防水利が不足し、民間事業者が所有するミキサー車による給水活動が行われました。この事例が評価されたことを受け、大規模火災発生時に給水活動の協力を得られるように「大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定」を締結。協定に基づき、今回の訓練を行いました。引き続き協定締結団体をはじめとした関係機関との連携訓練を実施し、消防防災力の強化を図ります。

3月1日～7日は「春季火災予防運動」期間

3月7日は「消防記念日」。昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたことを記念して、昭和25年に定められました。毎年3月1日～7日には春季全国火災予防運動が実施され、当消防本部でも一般家庭への防火指導や大型商業施設での火災予防啓発品配布などを実施します(※)。なお、11月9日～15日に行なった秋季火災予防運動では、組合管内の大型家電流通協会加盟店や大型商業施設で啓発品を配布しました。火災の被害を減らすためには、一人ひとりが防火意識を高め、対策をすることが重要です。今一度、身の回りの火災予防を確認しましょう。

(※) 詳細未定。感染症の状況により中止の場合あり。



▲令和3年秋季火災予防運動の様子。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1世帯
10万円

☎ 2/10(休)まで：福祉課 ☎ 172～179 2/14(月)から：給付金窓口(役場7階) ☎ 293-7925 FAX293-7926

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

▼ 対象：下記のどちらかに当てはまる世帯 ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外。

令和3年12月10日時点で町に住民登録があり
令和3年度に世帯全員の
住民税均等割が非課税となっている世帯

または

新型コロナウイルスの影響で
令和3年1月以降に住民税非課税相当の
収入になった世帯(家計急変世帯)

この世帯の

手続き方法

対象世帯に届く確認書を 役場へ返送

▼ 提出物

- 1 確認書(対象世帯へ2月中旬頃に発送します)
 - 2 (下記※の人のみ) 通帳のコピーなど(銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるもの)
- ※原則、令和2年特別定額給付金で使用した口座に振り込みます。当時、町で給付を受けていない人や、口座を変更したい人のみ②を提出。
- ▶ 提出方法：役場 福祉課へ確認書を返送。

この世帯の

手続き方法

申請書と収入額が確認できる書類を 役場へ提出

▼ 提出物 ※提出期間 3/1(火)～9/30(金)

- 1 申請書(町HP・役場7階給付金窓口で入手)
 - 2 令和3年1月以降の給料明細・通帳のコピーなど1か月分(課税されている世帯員全員分の所得が非課税相当の水準に下がったことがわかる書類)
- ▶ 提出方法：3/1(火)～9/30(金)までに役場 福祉課へ郵送または窓口で提出。

⚠ 非課税世帯等給付金 手続きの注意

所得要件と右記の注意事項を確認の上、手続きしてください。

▼ 所得要件(給与収入のみの場合)

扶養人数	所得制限額	収入の目安
0人	41.5万円	96.5万円
1人	91.9万円	146.9万円
2人	123.4万円	187.7万円
3人	154.9万円	232.7万円
4人	186.4万円	277.7万円

- ▶ 課税状況などから申請内容を確認する場合があります。
- ▶ 課税状況に関する電話問い合わせには回答できません。
- ▶ 税務課窓口で確認する場合は、本人確認書類(別世帯の人が確認する場合は委任状も)が必要です。
- ▶ 虚偽による申告が明らかになった場合、返還を求めます。

問合せ

令和3年度住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145



内閣府 HP

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯を支援するため、要件を満たす人に給付金を支給します。下記の人は申請が必要です。☎ こども支援課児童福祉担当 ☎ 242-243

▶ 対象：①②③のいずれかで④の所得要件を満たす人 ※単身赴任などで生計維持者が他市町村から支給を受ける場合は申請できません。

① 令和3年9月30日時点で、平成18年4月1日までに生まれた子どものみ養育している保護者 ② 所属先から児童手当を受給している公務員(令和4年3月31日までに生まれた子どもが対象) ③ DV被害で子どもと一緒に避難している人

▼ ④ 所得要件

扶養人数	所得制限額	収入の目安
0人	622万円	833万円
1人	660万円	875万円
2人	698万円	917万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円

- ▶ 金額：対象児童(※)1人につき10万円
- ▶ 申込み：4/15(金)までに、申請書に必要な書類を添付して役場 こども支援課へ郵送または窓口で提出 ※電子申請も受付中。



← 詳しくHPへは

(※) 支給対象：平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

振り込み詐欺・個人情報の詐取に注意

不審な電話や郵便があった場合には、警察署か警察相談電話(☎9110)へ。